

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 3 号

川越市保育料等に関する条例の一部を改正する条例

川越市保育料等に関する条例（平成２７年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「乳児又は幼児」を「乳児等支援給付認定子ども」に、「乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）による乳児等通園支援（川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第９号）第２条に規定する乳児等通園支援をいう。）」を「特定乳児等通園支援」に、「保護者」を「乳児等支援給付認定保護者」に改める。

別表第１備考第１項第４号中「児童福祉法」の次に「（昭和２２年法律第１６４号）」を加え、同項第７号中「第５条の４第６項、第５条の４の２第６項」を「第５条の４第５項」に改める。

別表第４のＢの項中「６０」を「１００」に改め、同表のＣの項中「９０」を「１００」に改め、同表のＤの項中「及びＣ階層」を「からＣ階層まで」に、「１５０」を「１００」に改め、同表備考第３項を次のように改める。

- ３ この表において「要支援児童等養育世帯等」とは、乳児等通園支援を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもを養育する世帯その他市長が特に必要と認める世帯をいう。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第４のＢの項及びＣの項の改正規定は、令和８年１０月１日から施行する。
- ２ この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の川越市保育料等に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。